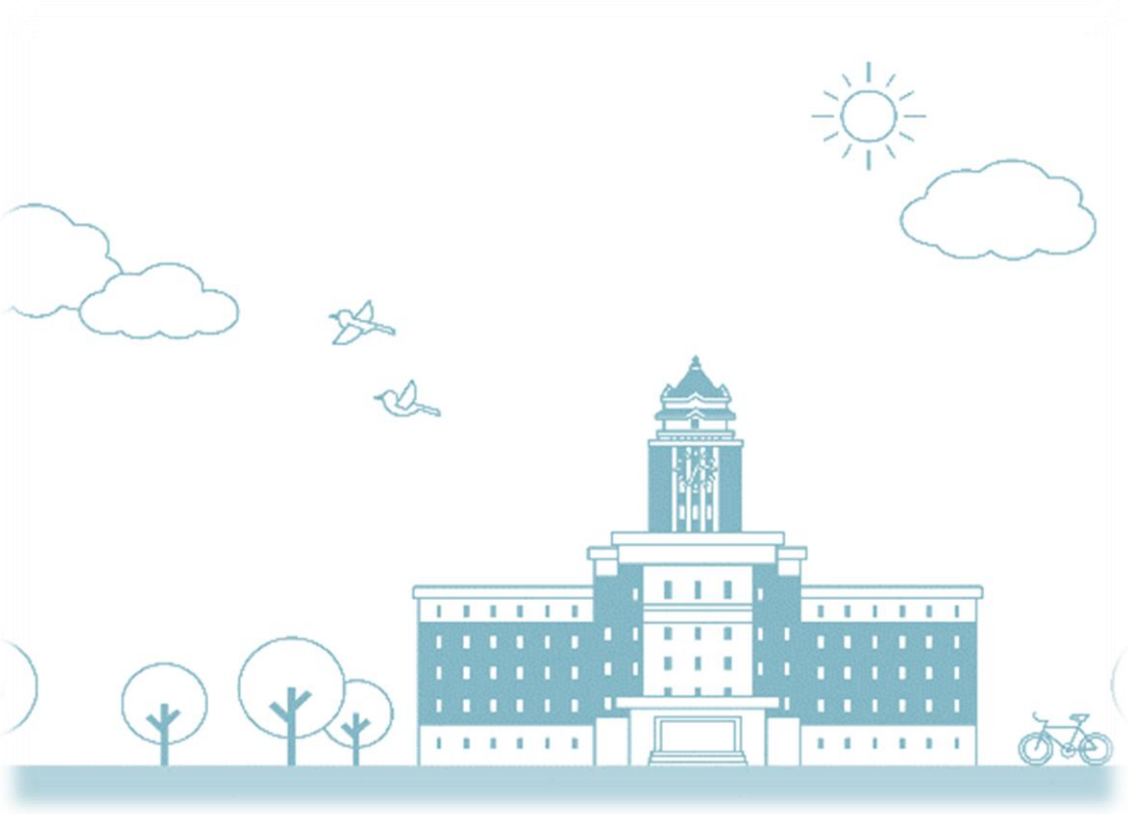
# 令和５年度
# なごや環境マネジメントシステム（N-EMS）
# 運用状況報告書



令和６年１１月

環境管理責任者　環境局担当局長（環境都市推進）

環境管理事務局

# 目　次

第１章　「なごや環境マネジメントシステム（N-EMS）」の概要
１　N-EMS の概要 ..... 1
２　名古屋市役所環境行動計画 2030 の改定（令和 6 年 6 月） ..... 3
第２章　令和５年度の主な運用状況
１　温室効果ガス排出量の削減 ..... 4
２　最終エネルギー消費量の削減 ..... 6
３　環境への配慮活動 ..... 10
４　用紙類使用量の削減 ..... 11
５　研修 ..... 14
６　環境監査 ..... 15
７　省エネ・再エネ設備の導入 ..... 16
８　その他の取り組み ..... 16
（参考）実績集計方法の変更 ..... 17
第３章　令和６年度から令和８年度までの目標設定
１　目標設定方法 ..... 19
２　「最終エネルギー消費量」の目標 ..... 19
３　「用紙類使用量の削減」の目標 ..... 19
第４章　全体の評価と今後の方向性
１　全体の評価 ..... 20
２　今後の方向性 ..... 20

# 第１章　「なごや環境マネジメントシステム（N-EMS)」の概要

## 1　N-EMS の概要

### （1）目的

なごや環境マネジメントシステム（以下、「N-EMS」という。）は、「名古屋市役所環境行動計画 2030」で掲げる目標の進行管理について、適切かつ効果的に運用することを目的とする。

### （2）適用範囲

N-EMS の適用範囲は、原則として本市が直接実施している事務・事業を対象とする。「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（以下、「省エネ法」という。）及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という。）による管理が必要な施設については、必要に応じて適用範囲に含むものとする。

### （3）管理項目

N-EMS の管理対象は表１のとおりとし、実績の把握を行う。

表１　管理項目

| 区　分 | 管理項目 | |
|---|---|---|
| 省エネルギー | 電気の使用量 | |
| | 燃料の使用量 | |
| | 他人から供給された熱量 | |
| | その他 | |
| 省資源 | 上水道の使用量 | |
| | 用紙類使用量 | |
| 廃棄物の削減 | 古紙の資源化 | |
| | 厨房を有する施設における生ごみ資源化 | |
| | 廃棄物排出量 | |
| | ごみ処理量 | |
| | 下水処理量 | |
| 自家発電 | 太陽光発電 | |
| | 廃棄物発電 | |
| | コージェネレーション | |
| 環境への配慮活動 | 電動車の導入※ | 雨水流出の抑制 |
| | 大気汚染の管理 | フロン排出抑制 |
| | 水質汚濁の管理 | LED 照明の導入※ |
| | グリーン購入 | 太陽光発電設備の導入※ |
| | 緑化の推進 | 再生可能エネルギー電力の導入※ |
| その他 | 省エネ法、温対法に基づくその他の項目 | |

※　名古屋市役所行動計画 2030 の改定（R6.6）に合わせて管理項目を変更・追加した。

（４）運用管理組織

N-EMS 運用管理のための組織は、図１のとおりとする。

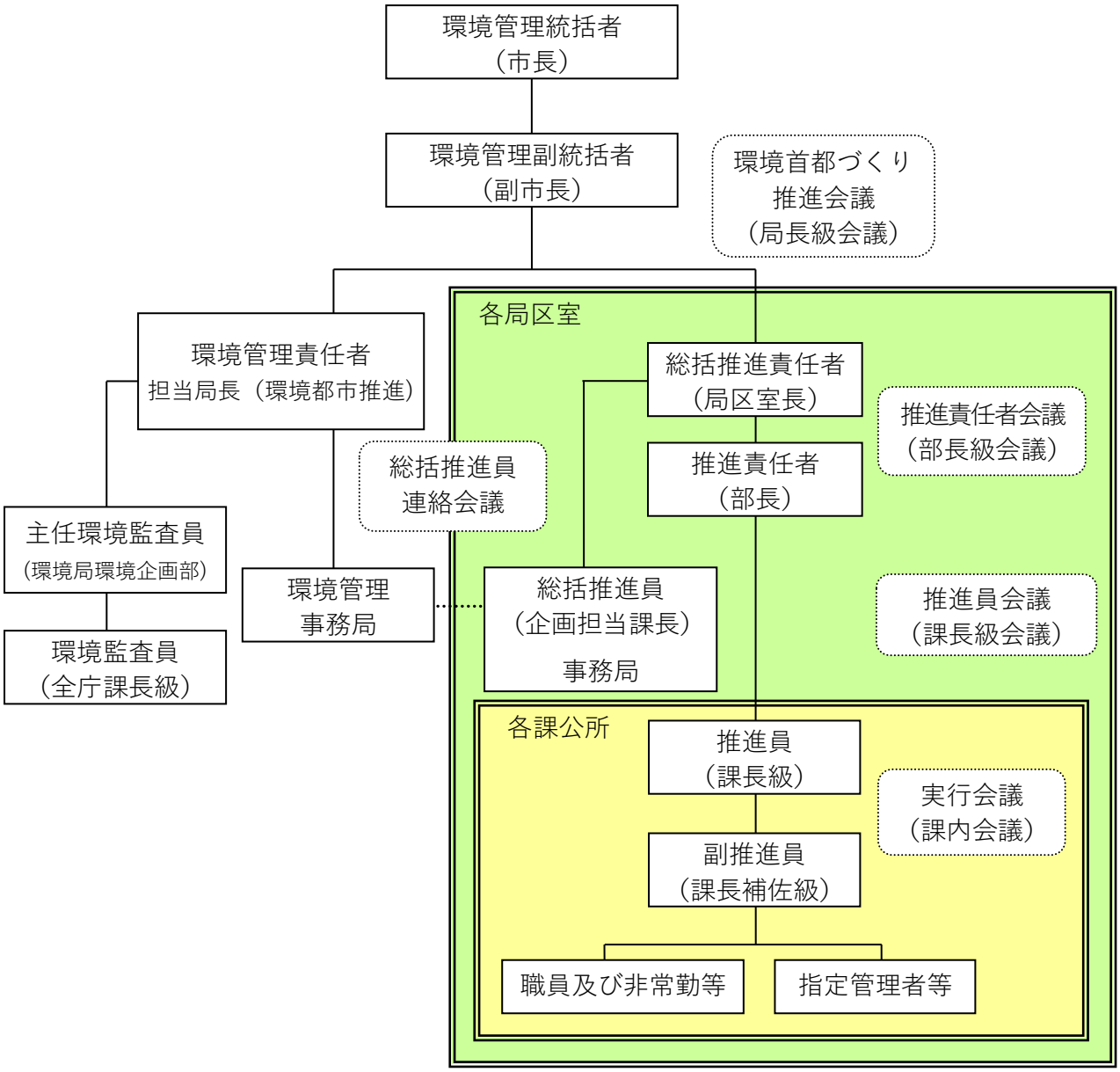



図１　N-EMS管理組織

※　本図は、令和 5 年度の標準的な N-EMS 管理組織を示すものであり、各局区室の規模や体制等に応じた管理組織を組むものとする。なお、役職名は令和 6 年度の名称とした。

## 2　名古屋市役所環境行動計画 2030 の改定（令和 6 年 6 月）

### （1）改定の背景・趣旨

これまで平成 30 年 3 月に策定した「名古屋市役所環境行動計画 2030」に基づき環境に配慮した行動を実践してきたが、「第 4 次名古屋市環境基本計画」の改定や地球温暖化を巡る動向などを踏まえ、取り組みの強化をはかるべく内容や目標の見直しを行い、「名古屋市環境行動計画 2030（改定版）」として、令和 6 年 6 月に改定を行った。（表 2 参照）

### （2）本報告書の実績値・目標値

令和 6 年 3 月に策定した「名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030」に合わせて、温室効果ガス排出量、最終エネルギー消費量について、対象施設や算出方法等の集計方法の変更を行った（一般事務事業、ごみ処理事業）。

本報告書では、過去の実績値についても新たな集計方法による数値を記載したことから、過去の報告書と実績値は異なっている（p17～18 参照）。

また、令和 12 年度（目標年度）の目標値については、改定後の数値を記載した。

表 2　計画改定に伴う主な見直し内容

| 項　目 | | 名古屋市役所環境行動計画 2030 | 名古屋市役所環境行動計画 2030（改定版） |
|---|---|---|---|
| 温室効果ガス排出量 | 削減目標 | 市役所全体：△24%<br>一般事務事業：△39%<br>市バス・地下鉄事業：△26%<br>上下水道事業：△23%<br>ごみ処理事業：△15% | 市役所全体：△42%<br>一般事務事業：△56%<br>市バス・地下鉄事業：△43%<br>上下水道事業：△40%<br>ごみ処理事業：△30% |
| | 排出係数 | 目標年度（2030年度）の電力の排出係数は、0.37kg-$CO_2$/kWhを使用<br>※係数は国の地球温暖化対策計画等を踏まえた | 目標年度（2030年度）の電力の排出係数は、0.25kg-$CO_2$/kWhを使用<br>※係数は国の地球温暖化対策計画等を踏まえた |
| | 地球温暖化係数 | メタン：25<br>一酸化二窒素：298<br>※政令第4条より | メタン：28<br>一酸化二窒素：265<br>※政令第4条より |
| 最終エネルギー消費量 | 削減目標 | 20% | 28% |
| | 換算係数 | 電気の使用量を熱量換算する際の換算係数は、0.00997GJ/kWhを使用 | 電気の使用量を熱量換算する際の換算係数は、0.00864GJ/kWhを使用 |
| 用紙類使用量 | | △5%（2016年度比） | △16%（2022年度比）<br>（印刷物　△5%<br>コピー用紙△43%） |

# 第２章　令和５年度の主な運用状況

## 1　温室効果ガス排出量の削減

### （１）目標

温室効果ガス排出量は、2013（平成 25）年度を基準として、2030（令和 12）年度までに 42%削減する目標を設定している。

表３　温室効果ガス排出量の削減目標

| 区　分 | 総排出量 | 一般事務事業 | 市バス・地下鉄事業 | 上下水道事業 | ごみ処理事業 |
|---|---|---|---|---|---|
| 削減目標 | △42% | △56% | △43% | △40% | △30% |

※１　二酸化炭素($CO_2$)、メタン($CH_4$)、一酸化二窒素($N_2O$)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄($SF_6$)を温室効果ガス排出量の算定対象とする。

※２　温室効果ガス排出量には、公用車の使用に伴い排出されるもの及び PFI 施設から排出されるものを含み、省エネ法及び温対法の範囲とは異なる。

※３　削減目標には電気の温室効果ガス排出係数は基準年度 0.472 kg-$CO_2$/ kWh から目標年度 0.25 kg-$CO_2$/ kWh になるとの想定を含む。

### （２）排出量の実績

令和５年度の温室効果ガス排出量は 73.7 万トンで、基準年度比 8.2%の減少、前年度比 0.4%の減少となった。

表４　温室効果ガス排出量の実績（$CO_2$ 換算値）

（単位：万 t-$CO_2$）

| 区　分 | 平成 25 年度(基準年度) | 令和４年度 | 令和５年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 基準年度比 | 前年度比 |
| 一般事務事業 | 20.0 | 16.6 | 16.4 | △17.8% | △0.9% |
| 市バス・地下鉄事業 | 16.8 | 14.4 | 13.9 | △16.9% | △3.4% |
| 上下水道事業 | 18.5 | 14.8 | 16.1 | △12.9% | 9.2% |
| ごみ処理事業 | 25.0 | 28.2 | 27.2 | 8.7% | △3.7% |
| 合　計 | 80.3 | 74.0 | 73.7 | △8.2% | △0.4% |

※　単位以下四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

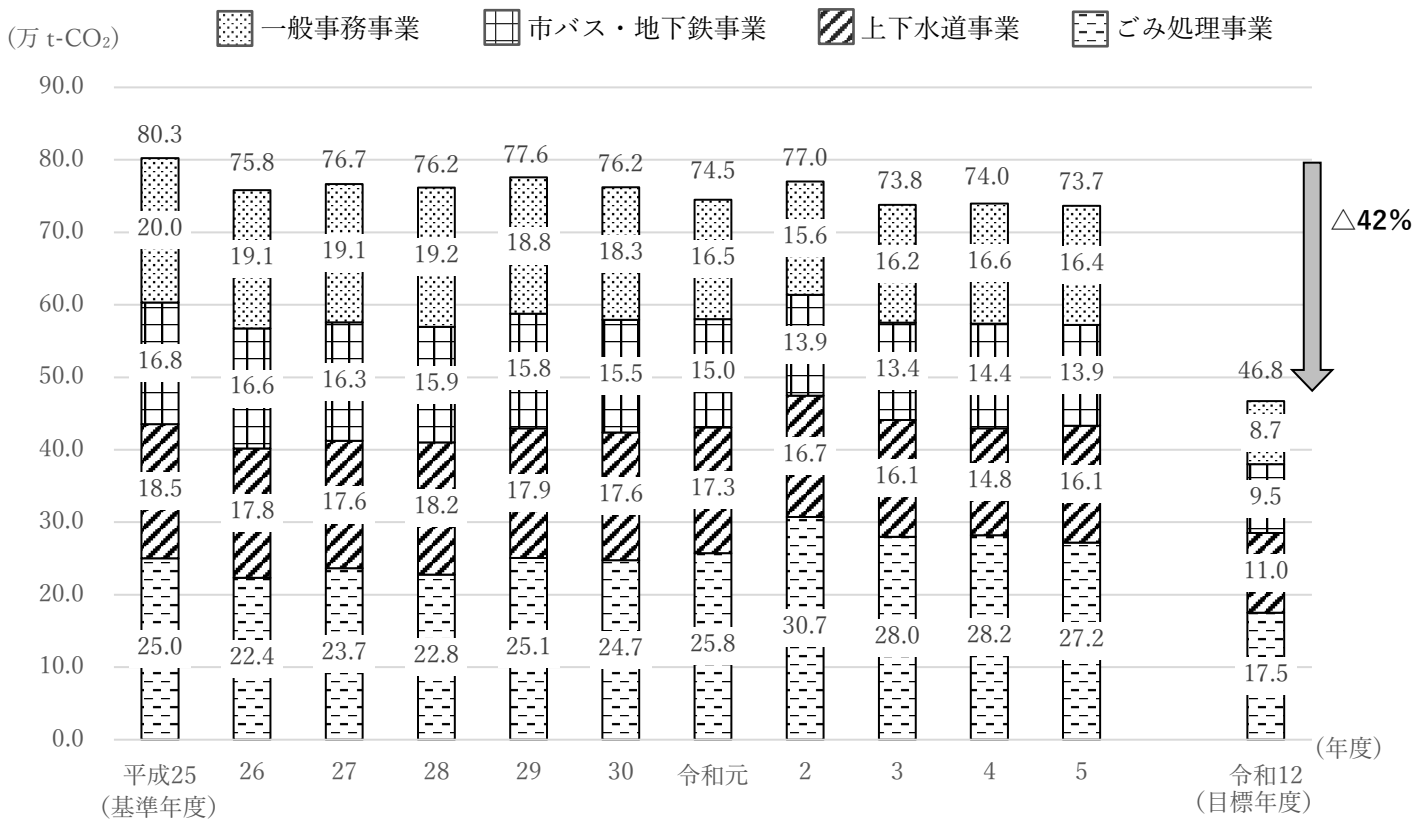



図２　温室効果ガス排出量の推移

（３）要因

基準年度及び前年度と比べて温室効果ガス排出量が減少した要因には、省エネ型設備の導入等各局における省エネの取組の推進が挙げられる。

一方、部門別では、ごみ処理事業において基準年度と比べて温室効果ガス排出量が増加しており、主な理由としてはプラスチック焼却量が増加したことが挙げられる。

表５　プラスチック焼却に伴う温室効果ガス排出量

| 平成 25 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|---|---|---|
| 19.6 万 t-$CO_2$ | 21.6 万 t-$CO_2$ | 21.4 万 t-$CO_2$ |

## 2　最終エネルギー消費量の削減

### （1）目標

最終エネルギー消費量は、2013（平成 25）年度を基準として、2030（令和 12）年度までに 28%削減する目標を設定している。

### （2）実績

令和 5 年度の最終エネルギー消費量は 8,818 千 GJ で、基準年度比 16.5%の減少、前年度比 14%の減少となった。

表 6　最終エネルギー消費量の実績　（単位：千 GJ）

| 区　分 | 平成 25 年度（基準年度） | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 基準年度比 | 前年度比 |
| 一般事務事業 | 4,010 | 3,683 | 3,266 | △18.6% | △11.3% |
| 市バス・地下鉄事業 | 3,056 | 2,865 | 2,543 | △16.8% | △11.3% |
| 上下水道事業 | 2,675 | 2,713 | 2,392 | △10.6% | △11.8% |
| ごみ処理事業 | 823 | 990 | 617 | △25.1% | △37.6% |
| 合　計 | 10,564 | 10,251 | 8,818 | △16.5% | △14.0% |

※ 1　エネルギー使用量には、公用車の使用に伴い排出されるもの及び PFI 施設から排出されるものを含み、省エネ法及び温対法の範囲とは異なる。
※ 2　単位以下四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。
※ 3　令和 5 年度の数値は省エネ法施行規則の改正を加味した。

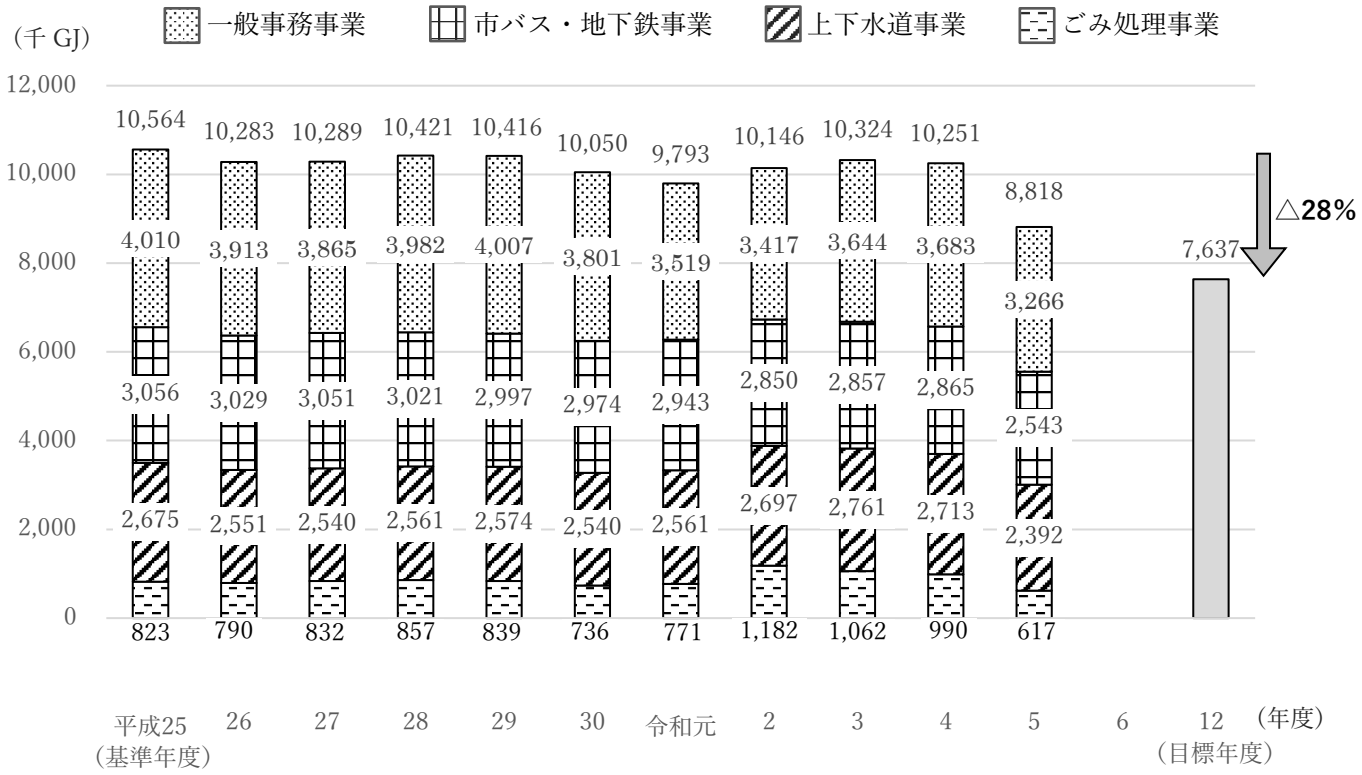



図 3　最終エネルギー消費量の推移

（3）要因

基準年度と比べて最終エネルギー消費量が減少した要因には、各所属における省エネの取組や発電量の増加などに加え、エネルギー換算係数の変化が挙げられる。

令和 5 年度に実施した削減の取組について、各局室区からは、「照明の LED 化」、「空調の調整」、「空調設備の大規模改修」、「次世代自動車や公共交通機関、自転車の積極的な利用」といった報告があった。

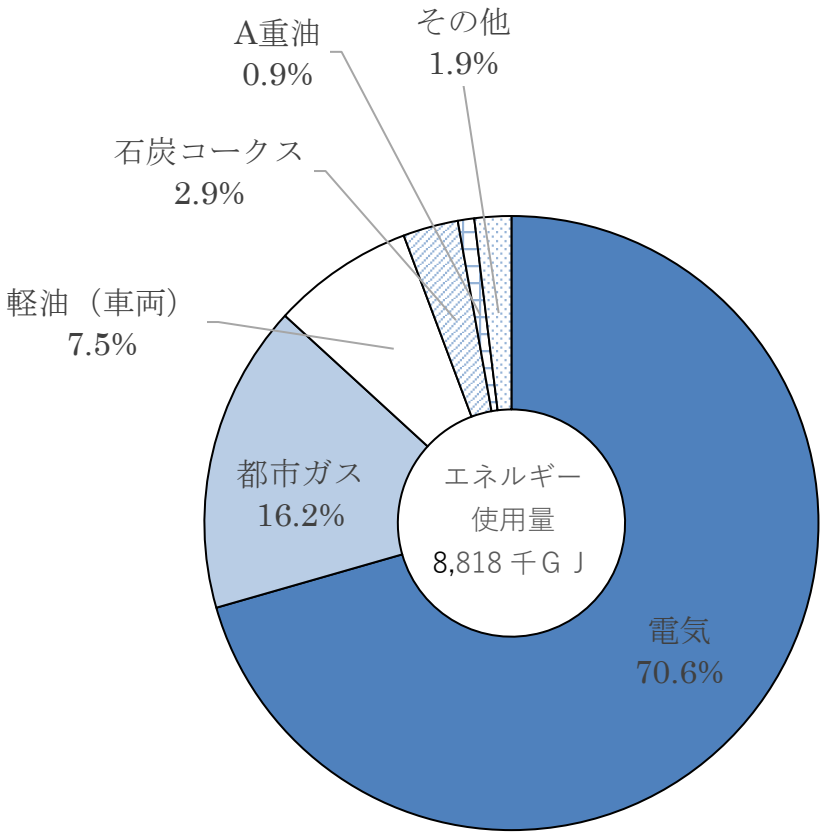



図 4　エネルギー使用量の内訳（令和 5 年度）

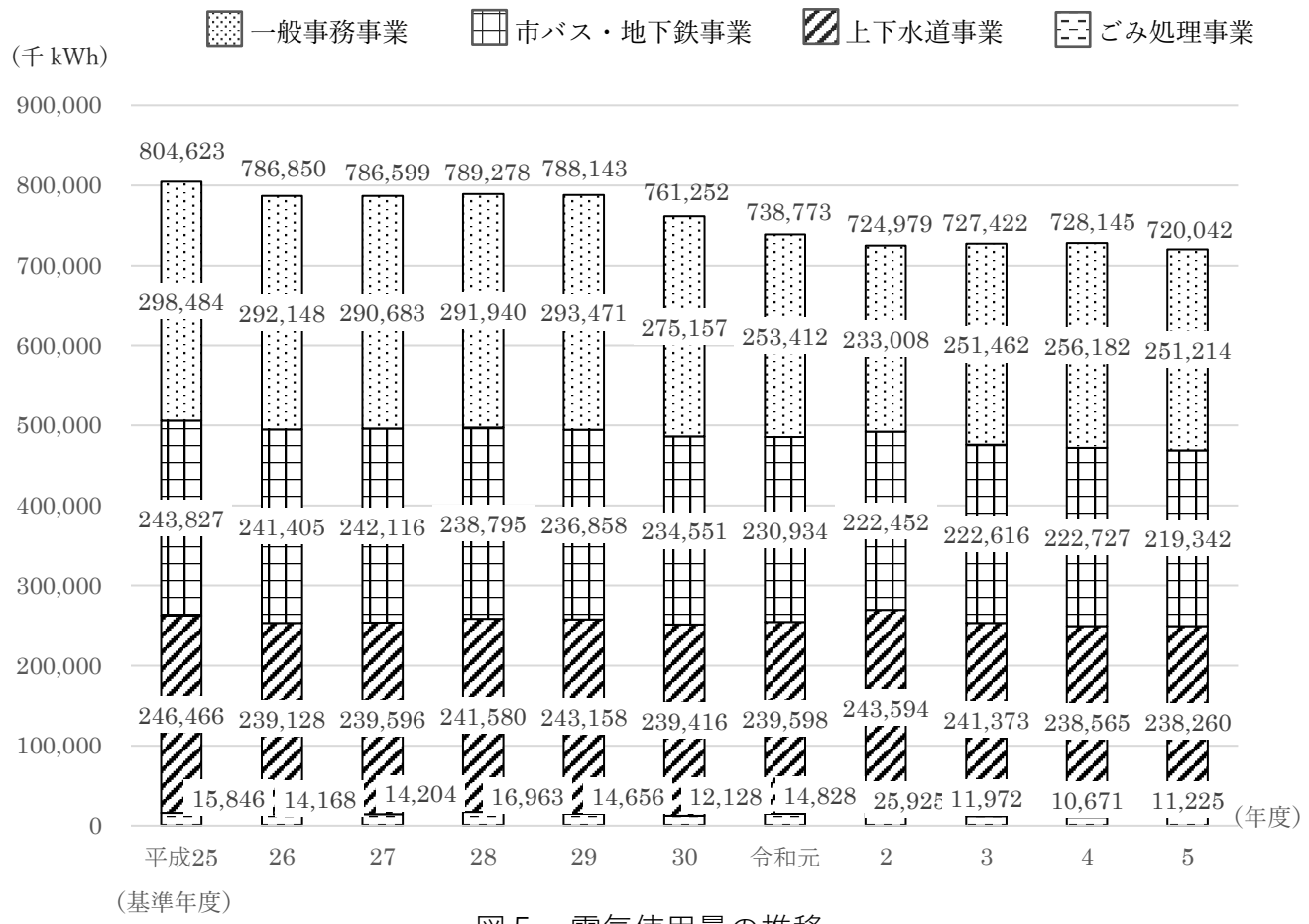



図５　電気使用量の推移

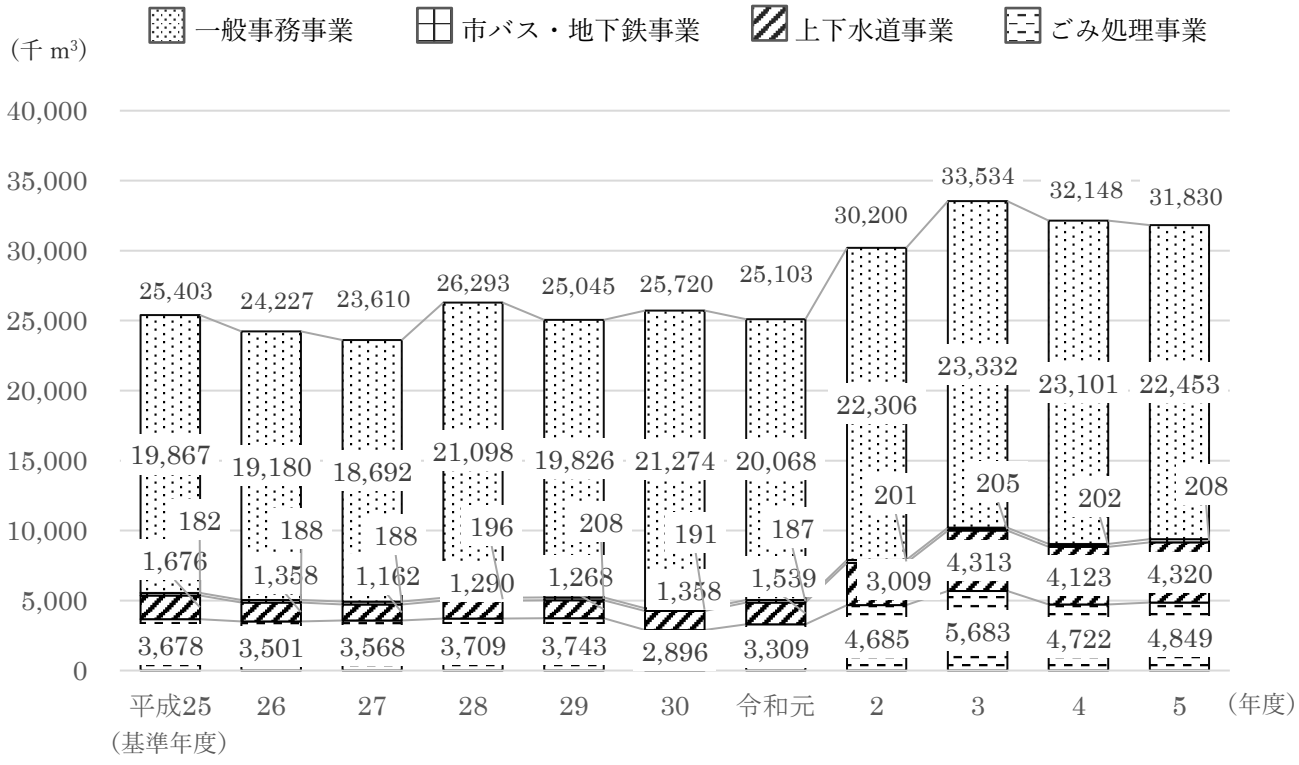



図６　都市ガス使用量の推移

表７　最終エネルギー消費量実績の局室区別の内訳　　（単位：GJ）

| 区　分 | 平成 25 年度実績（基準年度） | 令和 4 年度実績 | 令和 5 年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績 | 基準年度比 | 前年度比 |
| 防災危機管理局 | 2,867 | 1,050 | 1,736 | △39.4% | 65.3% |
| 市　長　室 | 93 | 48 | 36 | △61.5% | △24.5% |
| 総　務　局 | 156,540 | 138,878 | 121,312 | △22.5% | △12.6% |
| 財　政　局 | 9,489 | 7,839 | 6,158 | △35.1% | △21.4% |
| スポーツ市民局 | 374,314 | 338,472 | 315,638 | △15.7% | △6.7% |
| 経　済　局 | 367,659 | 306,787 | 285,693 | △22.3% | △6.9% |
| 観光文化交流局 | 317,962 | 302,768 | 289,517 | △8.9% | △4.4% |
| 環　境　局 | 823,407 | 989,572 | 617,056 | △25.1% | △37.6% |
| 健康福祉局 | 346,934 | 389,249 | 308,686 | △11.0% | △20.7% |
| 子ども青少年局 | 116,820 | 98,744 | 86,463 | △26.0% | △12.4% |
| 住宅都市局 | 168,967 | 117,666 | 86,863 | △48.6% | △26.2% |
| 緑政土木局 | 912,282 | 618,388 | 539,546 | △40.9% | △12.7% |
| 市会事務局 | 93 | 63 | 40 | △57.0% | △36.7% |
| 教育委員会 | 954,028 | 1,086,522 | 988,487 | 3.6% | △9.0% |
| 消　防　局 | 89,769 | 89,826 | 80,993 | △9.8% | △9.8% |
| 上下水道局 | 2,674,754 | 2,713,383 | 2,392,215 | △10.6% | △11.8% |
| 交　通　局 | 3,055,986 | 2,865,242 | 2,542,695 | △16.8% | △11.3% |
| 千　種　区 | 9,772 | 10,206 | 4,920 | △49.6% | △51.8% |
| 東　区 | 7,442 | 7,678 | 6,057 | △18.6% | △21.1% |
| 北　区 | 12,530 | 12,561 | 9,666 | △22.9% | △23.0% |
| 西　区 | 15,214 | 14,516 | 12,936 | △15.0% | △10.9% |
| 中　村　区 | 11,085 | 11,950 | 10,828 | △2.3% | △9.4% |
| 中　区 | 16,447 | 14,719 | 11,418 | △30.6% | △22.4% |
| 昭　和　区 | 11,827 | 9,530 | 8,163 | △31.0% | △14.3% |
| 瑞　穂　区 | 10,019 | 9,980 | 8,782 | △12.3% | △12.0% |
| 熱　田　区 | 10,752 | 11,705 | 9,759 | △9.2% | △16.6% |
| 中　川　区 | 13,300 | 12,312 | 10,653 | △19.9% | △13.5% |
| 港　区 | 12,213 | 12,440 | 10,292 | △15.7% | △17.3% |
| 南　区 | 14,104 | 12,800 | 11,448 | △18.8% | △10.6% |
| 守　山　区 | 11,798 | 11,932 | 9,383 | △20.5% | △21.4% |
| 緑　区 | 14,923 | 14,346 | 13,834 | △7.3% | △3.6% |
| 名　東　区 | 9,426 | 9,998 | 8,102 | △14.0% | △19.0% |
| 天　白　区 | 10,870 | 9,993 | 8,135 | △25.2% | △18.6% |
| 合　計 | 10,563,685 | 10,251,162 | 8,817,509 | △16.5% | △14.0% |

※１　単位以下四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

※２　市役所庁舎の使用量は、庁舎管理を行っている総務局に一括して計上した。

## 3　環境への配慮活動

N-EMS では、温室効果ガス排出量及び最終エネルギー消費量のほか、環境への配慮活動も管理項目として定めている。令和 5 年度の結果は以下のとおりであった。

表 8　環境への配慮行動の令和 5 年度実績

| 区　分 | | 令和 4 年度実績（基準年度） | 令和 5 年度実績 | 令和 12 年度目標 |
|---|---|---|---|---|
| 電動車の導入割合 | | 15.7% | 30.0% | 100% |
| 大気汚染の管理 | | | | |
| | NOx 排出量 | 107 t（令和 3 年度） | 167 t（令和 4 年度） | できる限り削減 |
| 水質汚濁の管理 | | | | |
| | COD | 9,420kg/日 | 9,395kg/日 | できる限り削減 |
| | 窒素 | 12,630kg/日 | 12,259kg/日 | |
| | リン | 643kg/日 | 633kg/日 | |
| 用紙類使用量の削減 | | 1,988 t | 2,024 t 基準年度比1.8%増 | 基準年度比△16% |
| 古紙の資源化率 | | 94.5% | 95.4% | できる限り増加 |
| 厨房を有する施設等における生ごみ資源化率 | | 84.9% | 90.7% | できる限り増加 |
| 非グリーン購入件数 | | 420件 | 643 件 | できる限り削減 |
| 緑化の推進 | | 14箇所 9.8ha | 27 箇所 9.1ha | 緑化面積の確保 |
| 雨水流出の抑制 | | 75件 3,149.9$m^3$ | 66 件 1,949.1$m^3$ | 雨水の貯留浸透量の確保 |
| LED 照明の導入割合 | | 31.2% | 36.2% | 100% |
| 太陽光発電設備の設置割合 | | 38.6% | 38.4% | 50% |
| 再生可能エネルギー電力の導入割合 | | 25.0% | 32.2% | 60% |
| 業務用ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ等からのフロン類漏えい量 | | 866.6t-$CO_2$ | 1,838.3t-$CO_2$ | できる限り削減 |

※１　「緑化の推進」には「各年度の本市建築物の緑化地域制度申請実績」を、「雨水流出の抑制」には「各年度の本市公共施設雨水流出抑制実績」をそれぞれ記載した。（いずれも単年度実績）

※２　「太陽光発電設備の設置割合」は太陽光発電設備を設置可能な建物における設置割合を記載した。

※３　「再生可能エネルギー電力の導入割合」は政府実行計画に準ずる本市施設（事務所等）における導入割合を記載した。

## 4　用紙類使用量の削減

### （1）目標

用紙類使用量は、2022（令和 4）年度を基準として、2030（令和 12）年度までに 16%削減する目標を設定している。

### （2）実績

令和 5 年度の用紙類使用量は 2,024 トンで、基準年度比 1.8%の増加となった。

表 9　用紙類使用量の令和 5 年度実績　（単位：t）

| | | 令和 4 年度（基準年度） | 令和 5 年度 | 基準年度比 | 令和 12 年度（目標） |
|---|---|---|---|---|---|
| 用紙類 | | 1,988 | 2,024 | 1.8% | △16% |
| 内訳 | 印刷物 | 1,434 | 1,503 | 4.8% | △5% |
| | コピー用紙 | 554 | 521 | △5.9% | △43% |

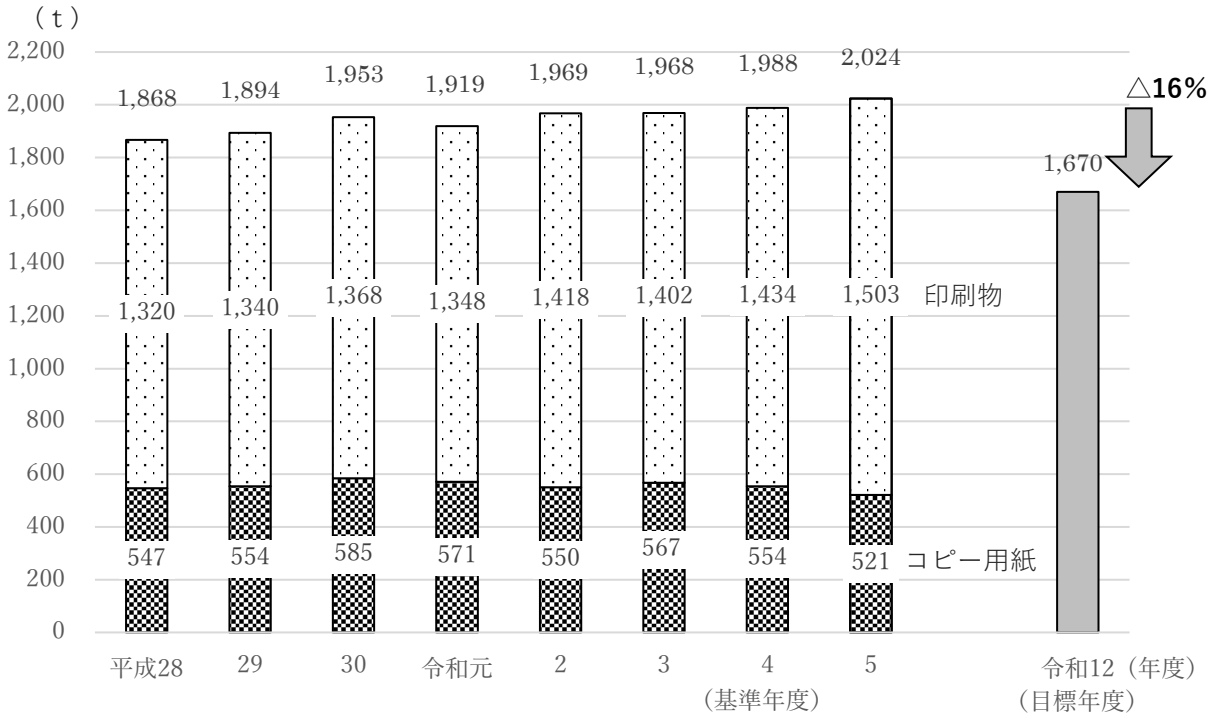



図 7　用紙類使用量の推移

### （3）要因

基準年度と比べて用紙類使用量が増加した要因には、全戸配布物の印刷や人口（世帯数）増による各種案内等の増加が挙げられる。

令和 5 年度に実施した削減の取組について、各局室区からは、「電子決裁の推進」、「両面印刷や集約印刷」、「印刷物の内容や発行部数の精査」、「会議のペーパーレス化」といった報告があった。

表 10-1　用紙類（印刷物）使用量の局室区別の内訳　　（単位：t）

| 区　分 | 令和 4 年度実績（基準年度） | 令和 5 年度 | |
|---|---|---|---|
| | | 実績 | 基準年度比 |
| 会　計　室 | 2 | 2 | 11.8% |
| 防災危機管理局 | 13 | 24 | 77.6% |
| 市　長　室 | 703 | 706 | 0.5% |
| 総　務　局 | 10 | 23 | 143.2% |
| 財　政　局 | 44 | 42 | △3.4% |
| スポーツ市民局 | 12 | 18 | 50.9% |
| 経　済　局 | 1 | 1 | △12.4% |
| 観光文化交流局 | 7 | 11 | 51.0% |
| 環　境　局 | 103 | 41 | △60.5% |
| 健康福祉局 | 255 | 253 | △1.0% |
| 子ども青少年局 | 40 | 36 | △8.3% |
| 住宅都市局 | 6 | 21 | 220.5% |
| 緑政土木局 | 6 | 5 | △15.7% |
| 市会事務局 | 97 | 101 | 4.1% |
| 監査事務局 | 0 | 0 | 0.9% |
| 人事委員会 | 2 | 2 | △4.7% |
| 選挙管理委員会 | 3 | 2 | △34.5% |
| 教育委員会 | 35 | 103 | 191.4% |
| 消　防　局 | 14 | 23 | 58.4% |
| 上下水道局 | 26 | 29 | 9.0% |
| 交　通　局 | 47 | 50 | 6.4% |
| 千　種　区 | 1 | 2 | 195.5% |
| 東　区 | 2 | 2 | 45.9% |
| 北　区 | 0 | 0 | △7.3% |
| 西　区 | 0 | 0 | △1.0% |
| 中　村　区 | 1 | 0 | △63.6% |
| 中　区 | 0 | 0 | 91.6% |
| 昭　和　区 | 0 | 1 | 330.6% |
| 瑞　穂　区 | 0 | 1 | 117.4% |
| 熱　田　区 | 1 | 2 | 49.3% |
| 中　川　区 | 1 | 1 | △20.2% |
| 港　区 | 0 | 0 | △39.4% |
| 南　区 | 0 | 0 | 1037.5% |
| 守　山　区 | 0 | 0 | 94.0% |
| 緑　区 | 0 | 0 | △7.5% |
| 名　東　区 | 0 | 0 | 117.1% |
| 天　白　区 | 1 | 1 | 51.1% |
| 合　計 | 1434 | 1503 | 4.8% |

※　単位以下四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

表 10-2　用紙類（コピー用紙）使用量の局室区別の内訳　　（単位：t）

| 区　分 | 令和 4 年度実績（基準年度） | 令和 5 年度 | |
|---|---|---|---|
| | | 実績 | 基準年度比 |
| 会　計　室 | 1 | 1 | △1.4% |
| 防災危機管理局 | 4 | 5 | 17.8% |
| 市　長　室 | 2 | 2 | 25.3% |
| 総　務　局 | 10 | 13 | 30.8% |
| 財　政　局 | 49 | 47 | △4.5% |
| スポーツ市民局 | 11 | 11 | △0.5% |
| 経　済　局 | 6 | 5 | △16.6% |
| 観光文化交流局 | 8 | 6 | △29.3% |
| 環　境　局 | 13 | 13 | 3.2% |
| 健康福祉局 | 52 | 49 | △5.9% |
| 子ども青少年局 | 27 | 29 | 6.1% |
| 住宅都市局 | 24 | 22 | △6.9% |
| 緑政土木局 | 28 | 27 | △3.1% |
| 市会事務局 | 3 | 2 | △14.7% |
| 監査事務局 | 1 | 1 | △6.5% |
| 人事委員会 | 1 | 1 | 0.6% |
| 選挙管理委員会 | 1 | 0 | △64.0% |
| 教育委員会 | 41 | 39 | △4.8% |
| 消　防　局 | 36 | 34 | △4.6% |
| 上下水道局 | 51 | 46 | △11.1% |
| 交　通　局 | 29 | 26 | △8.8% |
| 千　種　区 | 10 | 9 | △13.7% |
| 東　区 | 8 | 7 | △11.0% |
| 北　区 | 14 | 12 | △11.8% |
| 西　区 | 9 | 7 | △20.0% |
| 中　村　区 | 10 | 11 | 11.7% |
| 中　区 | 9 | 9 | △0.7% |
| 昭　和　区 | 7 | 7 | △4.5% |
| 瑞　穂　区 | 6 | 7 | 7.6% |
| 熱　田　区 | 8 | 8 | △3.1% |
| 中　川　区 | 11 | 10 | △9.4% |
| 港　区 | 10 | 9 | △7.7% |
| 南　区 | 11 | 9 | △17.1% |
| 守　山　区 | 13 | 9 | △28.5% |
| 緑　区 | 13 | 11 | △16.7% |
| 名　東　区 | 10 | 10 | △5.7% |
| 天　白　区 | 9 | 9 | △2.3% |
| 合　計 | 554 | 521 | △5.9% |

※　単位以下四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

## 5　研修

環境マネジメントに関する知識及び技術の向上を図るため、以下のとおり研修を実施した。

表 11　令和 5 年度実施研修

| 研修名 | | 実施時期 | 目的 | 内容 | 対象者及び参加者数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般研修 | 入門研修 | 4 月～5 月 | 環境マネジメントの基本的内容の理解、事業活動における省エネ意識の向上 | 地球温暖化問題、環境行動計画及び N-EMS の概要等 | 新規採用者 845 人 |
| | 幹部職員研修 | 7 月 3 日～8 月 11 日 | 各所属における環境マネジメントの確立と指揮の実施 | N-EMS の概要と運用のポイント等 | 推進責任者 総括推進者 156 人 |
| | 推進研修 | 7 月 3 日～8 月 11 日 | 各所属における実施研修及び指導の実施 | 地方公共団体での省エネ・省資源対策等 | 推進員 68 人 |
| | 実施研修 | 9 月～12 月 | 環境マネジメントの基本的内容の理解、省エネルギーに対する意識の向上 | 環境問題の現状、本市の環境目標と実績等 | 全職員 9,999 人 |
| 監査員研修 | 環境監査研修 | 10 月 27 日 | 環境監査に必要な知識の習得 | 内部監査における視点や手順等 | 所属の推薦を受けた推進員 N-EMS 担当者 60 人 |

## 6　環境監査

N-EMSが適切に運用され、かつ環境マネジメントが効果的に機能していることを確認するため、職員による環境監査（以下、「監査」という。）を令和５年10月から12月にかけて実施した。

### （１）監査概要

・実施時期：令和 5 年 10 月 30 日から 12 月 15 日まで
・監査対象： 32 課室
・監 査 員： 32 名（課長級職員）
・監査項目：目標設定、取組状況、研修、文書の管理、点検及び評価、
　　役割及び責任、環境監査（過去の監査の指摘事項等の確認）
・重点項目：施設の運用管理における法令遵守、用紙類使用量の削減に向けた取組

### （２）監査結果等

すべての課室において、法令遵守が確認できた。

また、ほぼすべての所属で、業務に照らし合わせた環境配慮行動がなされていた。

一方、コピー用紙使用量の周知漏れなど、毎年指導事項に挙げられる項目に該当する組織もみられた。

本市は、市民・事業者に取組を促す立場である。一事業者として率先した行動をとらなければならないことを再認識し、今後は不十分な取組であるとの指摘・指導がないよう、監査のフィードバックを実施していくことが重要である。

より効果的な監査とするため、環境監査報告書の内容（指導内容や改善措置）を全庁的に浸透させることが重要である。

表 12　監査項目ごとの評価内訳

| 評価 | 優良 | 指導 | 指摘 |
|---|---|---|---|
| 目標設定 | 0 | 0 | 0 |
| 取組状況 | 23 | 4 | 0 |
| 研修 | 2 | 0 | 0 |
| 文書の管理 | 0 | 0 | 0 |
| 点検及び評価 | 1 | 1 | 0 |
| 役割及び責任 | 0 | 1 | 0 |
| 環境監査 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 26 | 6 | 0 |

※　優良事項とは「取組に創意工夫が見られ、特に活動結果に成果が見られるなど、他の部署の参考となる事項」、指導事項とは「環境マネジメントについて、見直しや改善が望まれる事項」、指摘事項とは「法令が遵守されていないなど、是正措置が必要と判断される事項」のことをいう。

7　省エネ・再エネ設備の導入

令和 5 年度は LED 照明を 20,070 台導入、太陽光発電設備を 1 施設に 10kW 設置した。

表 13　各局区室の LED 照明の導入状況（令和 5 年度末時点）

| 局 | LED 化率 | 区 | LED 化率 |
|---|---|---|---|
| 防災危機管理局 | 24.4% | 千 種 区 | 14.1% |
| 総　務　局 | 31.3% | 東　区 | 65.8% |
| スポーツ市民局 | 9.0% | 北　区 | 34.9% |
| 経済局 | 33.9% | 西　区 | 60.3% |
| 観光文化交流局 | 29.8% | 中 村 区 | 64.6% |
| 環　境　局 | 47.1% | 中　区 | 93.4% |
| 健康福祉局 | 41.0% | 昭 和 区 | 76.9% |
| 子ども青少年局 | 22.9% | 瑞 穂 区 | 82.7% |
| 住宅都市局 | 40.5% | 熱 田 区 | 26.4% |
| 緑政土木局 | 43.1% | 中 川 区 | 59.0% |
| 教育委員会 | 50.0% | 港　区 | 36.7% |
| 消　防　局 | 53.7% | 南　区 | 65.7% |
| 上下水道局 | 25.5% | 守 山 区 | 43.3% |
| 交　通　局 | 30.8% | 緑　区 | 37.7% |
| | | 名 東 区 | 46.0% |
| 各 局 区 合 計 | 36.2% | 天 白 区 | 69.9% |

8　その他の取り組み

電動車の公用車への導入、省エネ診断・省エネ訪問相談の実施、昼休みの消灯、OA 機器の省エネモードでの運用、ごみの発生抑制などに努めた。

さらに、毎月8日の本市「環境保全の日」には、全市的に公用車の使用を極力控え、定時退庁に努めた。5月から10月にかけては、「エコ・スタイル運動（クールビズ）」を実施した。

**（参考）実績集計方法の変更（温室効果ガス排出量、最終エネルギー消費量）**

令和６年３月に策定した「名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030」では、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」（環境省）に基づき、本市の一般事務事業、ごみ処理事業の実績値の集計方法の変更を行っており、令和６年６月に改定した「名古屋市環境行動計画 2030（改定版）」においても、同様の取り扱いとしている。

| 区　分 | 変更内容 |
|---|---|
| 一般事務事業 | ・環境省マニュアルにおいて、温室効果ガス総排出量の算定対象とできる範囲として、「屋外照明の電気の使用に伴う排出」などが示されたため、本市の対象施設に道路施設及び公園施設を追加した。 |
| ごみ処理事業 | ・環境省マニュアルに基づき、対象施設に環境局管理の公衆便所を追加した。<br>・一般廃棄物中の廃プラスチック類の焼却量算出は水分を含まない乾重量で行うこととした。<br>・廃プラスチック類として「合成繊維の廃プラスチック類」及び「合成繊維を除く廃プラスチック類」を対象とした。 |
| すべての区分 | ・最終エネルギー使用量について、非化石燃料由来（廃棄物発電、太陽光発電等）の売電量に相当するエネルギー量を差し引いたものを使用量としていたが、改定後の計画では差し引かないこととした。<br>・省エネ法改正に合わせて、太陽光発電の施設使用量（自家消費分）をエネルギー使用量に加算することとした。 |

**温室効果ガス排出量実績（$CO_2$換算値）**

名古屋市環境行動計画 2030（平成 30 年３月策定）　（単位：万 t-$CO_2$）

| 区　分 | 平成 25 年度（基準年度） | 令和４年度 | 令和５年度 | 基準年度比 | 令和 12 年度（旧目標） |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般事務事業 | **16.3** | **14.6** | **14.5** | △10.8% | △39% |
| 市バス・地下鉄事業 | 16.8 | 14.4 | 13.9 | △16.9% | △26% |
| 上下水道事業 | 18.5 | 14.8 | 16.1 | △12.9% | △23% |
| ごみ処理事業 | **28.8** | **30.8** | **29.9** | 3.9% | △15% |
| 合　計 | **80.4** | **74.6** | **74.5** | △7.3% | △24% |

※　単位以下四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

名古屋市環境行動計画 2030（改定版）（令和６年６月改定）【再掲】　（単位：万 t-$CO_2$）

| 区　分 | 平成 25 年度（基準年度） | 令和４年度 | 令和５年度 | 基準年度比 | 令和 12 年度（新目標） |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般事務事業 | **20.0** | **16.6** | **16.4** | △17.8% | △56% |
| 市バス・地下鉄事業 | 16.8 | 14.4 | 13.9 | △16.9% | △43% |
| 上下水道事業 | 18.5 | 14.8 | 16.1 | △12.9% | △40% |
| ごみ処理事業 | **25.0** | **28.2** | **27.2** | 8.7% | △30% |
| 合　計 | **80.3** | **74.0** | **73.7** | △8.2% | △42% |

**最終エネルギー消費量**

名古屋市環境行動計画 2030（平成 30 年 3 月策定）　（単位：千 GJ）

| 区　分 | 平成 25 年度（基準年度） | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 基準年度比 | 令和 12 年度（目標） |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般事務事業 | 3,298 | 3,239 | 2,888 | △12.4% | |
| 市バス・地下鉄事業 | 3,056 | 2,865 | 2,543 | △16.8% | |
| 上下水道事業 | 2,675 | 2,713 | 2,392 | △10.6% | |
| ごみ処理事業 | △257 | △1,024 | △971 | △277.8% | |
| 合　計 | 8,772 | 7,793 | 6,853 | △21.9% | △20% |

※１　エネルギー使用量から非化石燃料由来（廃棄物発電、太陽光発電等）の売電量に相当するエネルギー量を差し引いたものを最終エネルギー消費量とする。
※２　エネルギー使用量には、公用車の使用に伴い排出されるもの及び PFI 施設から排出されるものを含み、省エネ法及び温対法の範囲とは異なる。
※３　単位以下四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。
※４　ごみ処理事業の実績値は、売電によるエネルギー量が使用量を上回るためマイナス表記となる。
※５　令和 5 年度の数値は省エネ法施行規則の改正を加味した。

名古屋市環境行動計画 2030（改定版）（令和 6 年 6 月改定）【再掲】　（単位：千 GJ）

| 区　分 | 平成 25 年度（基準年度） | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 基準年度比 | 令和 12 年度（目標） |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般事務事業 | 4,010 | 3,683 | 3,266 | △18.6% | |
| 市バス・地下鉄事業 | 3,056 | 2,865 | 2,543 | △16.8% | |
| 上下水道事業 | 2,675 | 2,713 | 2,392 | △10.6% | |
| ごみ処理事業 | 823 | 990 | 617 | △25.1% | |
| 合　計 | 10,564 | 10,251 | 8,818 | △16.5% | △28% |

# 第３章　令和６年度から令和８年度までの目標設定

## 1　目標設定方法

環境行動計画に掲げる目標のうち、職員全員が取り組む「最終エネルギー消費量の削減」と「用紙類使用量の削減」の２項目については、毎年度、以下の手順に従い、３年度分の目標を設定する。

（１）環境管理事務局が提示する３年度分の目標（暫定）に基づき、各局区室において、それぞれの自然増減を考慮した上で削減目標を設定する。

≪自然増減の例≫

最終エネルギー消費量：施設の新設・廃止などに伴うエネルギー使用量の増減

用　紙　類　使　用　量：事業の開始・終了などに伴うコピー用紙・印刷物の増減

（２）局区室別目標に基づき、各職場で施設別目標を設定する。

（３）環境管理事務局が局区室別目標を集約し、全体目標を設定する。

## 2　「最終エネルギー消費量」の目標

令和６年度から令和８年度までの最終エネルギー消費量の目標については、以下のとおりとした。

表 14　「最終エネルギー消費量」の事務・事業全体の目標

（単位：千 GJ）

| 平成 25 年度実績（基準年度） | 令和 12 年度目標 | 目　標 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 10,564 | △28% | △17.7% | △18.4% | △19.1% |

## 3　「用紙類使用量の削減」の目標

令和６年度から令和８年度までの用紙類使用量の削減の目標については、以下のとおりとした。

表 15　「用紙類使用量の削減」の目標

（単位：t）

| 令和４年度実績（基準年度） | 令和 12 年度目標 | 目　標 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 1,988 | △16% | △6.4% | △7.9% | △10.6% |

# 第４章　全体の評価と今後の方向性

## １　全体の評価

各所属における省エネ・省資源の取組は着実に進んでいるものの、さらなるエネルギー使用量の削減のためには、職員一人ひとりに省エネを自分ごととして定着させ、業務の中で意識して取り組んでもらうことが重要である。

また、省エネ設備の更新もコスト削減につながり、エネルギー使用量の削減に効果的であることから、積極的に進めていくことが必要である。

## ２　今後の方向性

第４次名古屋市環境基本計画が盛り込むSDGｓの理念を踏まえ、複数の課題を統合的に解決する取り組みを重点取組として位置づけ、積極的な推進をはかる。また、温室効果ガス排出量の削減については、令和６年３月に策定した、名古屋市地球温暖化対策実行計画2030で定める、新たな削減目標の達成に向けて、職員のさらなる行動変容を促すとともに、徹底した省エネや再エネの導入、市の本来業務における脱炭素の取組などを進めていく。

用紙類の削減については、書類の電子化や電子決裁の徹底に加え、「デジタルトランスフォーメーション（DX)」（制度や組織等の在り方等をデジタル化に合わせて変革していくこと）の推進とあわせてペーパーレス化を進めていく。

＜温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量削減にかかる取組＞

・研修やイントラネット等を活用した省エネルギーに関する情報の共有
・専門家による市施設の省エネルギー診断
・LED照明などの省エネルギー機器の導入の促進
・大規模改修や新築時に市有建築物の省エネ化の検討（改修事例や費用対効果、副次的便益等についての情報共有による、ZEB※の実現に向けた取組の推進）
・再生可能エネルギー電力の導入

＜用紙類使用量削減にかかる取組＞

・電子決裁の推進
・メールやイントラネットの活用
・ペーパーレス会議等の推進
・印刷物の作成部数や広報媒体の見直し

＜その他の取組＞

・実績報告や環境監査等により、各局室区における取組の定期的な把握・点検・評価
・研修やイントラネット等を通じた優良事例の水平展開

※　ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB)：年間で消費する建築物のエネルギー量を大幅に削減するとともに、創エネでエネルギー収支「ゼロ」を目指した建築物